

第 11 次長浜市交通安全計画 概要

第 10 次長浜市交通安全計画からの課題

- 高齢者の交通死亡事故の割合が高い → 全死者のうち 56.5%
- 交差点での事故発生割合が高い→ 事故件数の割合 41.3%（県 34.2%）
- 全国で悲惨な事故に子どもが巻き込まれている→子どもの安全確保の再確認

第 11 次長浜市交通安全計画

～ 交通事故のない安全・安心な長浜市を目指して ～

計画の趣旨 交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、長浜市交通安全対策会議が滋賀県の第 11 次交通安全計画に基づき定める、市の区域における陸上の交通安全に関する大綱

計画の性格 交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画

計画の期間 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間

理 念 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故防止に取り組み、特に命に係わる重大な事故の減少を推進し、究極的には交通事故のない長浜市を目指します。

目標 令和 7 年度までに

交通事故 24 時間死者数…4 人以下／年（令和 2 年…6 人）

交通事故重傷者数…24 人以下／年（令和 2 年…31 人）

第 1 章 道路交通の安全

【重視すべき視点（第 3 節Ⅰ）】	【施策の柱（第 3 節Ⅱ）】	【主な施策（第 3 節Ⅱ）】
①高齢者及び子どもの安全確保 ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上 ③生活に密着した身近な道路及び交差点における安全確保 ④先端技術の活用推進 ⑤交通実態等を踏まえたきめ細やかな対策の推進 ⑥地域が一体となった交通安全対策の推進	1 道路交通環境の整備 2 交通安全思想の普及徹底 3 安全運転の確保 4 車両の安全性の確保 5 道路交通秩序の維持 6 救助・救急活動の充実 7 交通事故被害者支援の充実と推進	・交通ビッグデータ等の様々な交通情報の活用による交通事故の未然防止（生活道路対策エリア） ・「長浜市通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な合同点検の実施 ・「長浜市地域公共交通計画」の策定・推進によるアクセス性の高い地域公共交通ネットワークの確保 ・ウォークアブルな公共空間の整備 ・見守り活動による通学路の安全・安心な環境づくり（愛のパトロール） ・高齢者の安全確保のための地域の見守り活動の支援 ・交通安全推進員等と連携した交通安全活動の推進 ・横断歩道の安全確保（歩行者優先） ・高齢運転者支援対策の推進（改正道路交通法の周知等） ・先進安全自動車（ASV）の普及の促進

赤字：県市とも新規に記載したもの 青字：県市とも前計画より強化したもの 緑字：市独自の施策を行っているもの

第 2 章 鉄道交通等における安全

【鉄道事故のない長浜市を目指して（第 1 節）】

1 鉄道事故の状況

【鉄道交通等における交通の安全についての対策（第 2 節）】

1 鉄道交通に関する安全施策

2 踏切道における交通に関する安全施策

第 3 章 計画の推進に向けて

【推進体制】

1 すべての関係機関等が連携した交通安全の推進

2 庁内推進体制の充実